

宿泊約款

第 1 条（適用範囲）

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第 2 条（宿泊契約の申込み）

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）又は当ホテルにて利用可能なクレジットカードの提示
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第 3 条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、宿泊前に当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 17 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2（施設における感染防止対策への協力の求め）

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
2. 満室、人員の不足、施設・設備の休止、その他の理由により当ホテルに余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、旅館業法に定める特定感染症の患者等であるとき。
5. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
6. 宿泊しようとする者が、次の各号に定める事項その他のその内容の実現が容易でない事項の要求であって、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものをしたとき。

(1) 宿泊料の減額

(2) 不当な割引または不当な慰謝料等の支払

(3) 契約に含まない送迎等のサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）

(4) 当ホテルで提供していないサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）、法令や公序良俗に反するサービス

(5) 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供

(6) 特定の従業員による対応または特定の従業員以外の従業員による対応を繰り返し求めること

7. 宿泊しようとする者が、次の各号に定める言動その他の従業員の身心に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要し、かつ、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものとしたとき

(1) 粗野または乱暴な言動

(2) 対面または電話等により、長時間にわたりまたは繰り返し、従業員に対する批判または不当な要求を行う行為、その他従業員を長時間拘束する行為

(3) 電子メール、SNS等により、繰り返し、不当な要求または従業員に対する叱責、批判もしくは誹謗中傷を行う行為

(4) 暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求、居座り、差別的言動、性的言動、金銭補償の要求等、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当な言動

8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

9. 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。（大阪府旅館業法施行条例第6条の規定による）

10. 暴力団、暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後4時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が旅館業法に定める特定感染症の患者等であるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 宿泊客が、次の各号に定める事項その他のその内容の実現が容易でない事項の要求であつて、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものをしたとき

a. 宿泊料の減額

b. 不当な割引または不当な慰謝料等の支払

c. 契約に含まない送迎等のサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）

d. 当ホテルで提供していないサービス（宿泊に関して社会的障壁の除去を求める場合を除く。）、法令や公序良俗に反するサービス

e. 正当な理由のない客室のアップグレード、契約に含まない食事等の提供

f. 特定の従業員による対応または特定の従業員以外の従業員による対応を繰り返し求めること

(5) 宿泊客が、次の各号に定める言動その他の従業員の身心に負担を与える言動を交えた要求であつて、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要し、かつ、他の宿泊者に対するサービスの提供を著しく阻害するおそれがあるものとしたとき

a. 粗野または乱暴な言動

b. 対面または電話等により、長時間にわたりまたは繰り返し、従業員に対する批判または不当な要求を行う行為、その他従業員を長時間拘束する行為

c. 電子メール、SNS等により、繰り返し、不当な要求または従業員に対する叱責、批判もしくは誹謗中傷を行う行為

d. 暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求、居座り、差別的言動、性的言動、金銭補償の要求等、要求内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当な言動

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(7) 他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。（大阪府旅館業法施行条例第6条の規定による）

(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら等、その他当ホテルが定める利用規則の禁

止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

(9) 暴力団、暴力団員、暴力関係者、その他反社会的勢力であることが判明したとき。

宿泊客が当ホテルの支払規定に応じられないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第 8 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国籍の宿泊客にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行なおうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から出発日の午前 11 時までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 25%
- (2) 超過 6 時間までは、室料金の 50%
- (3) 超過 6 時間以上は、室料金の 100%

* 空室状況によりご案内できない場合がございます。

第 10 条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条（営業時間）

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の表示、客室内のサービスのご案内等でお知らせします。

- (1) フロントサービス（ベルデスク）24 時間
- (2) 外貨両替サービス 24 時間
- (3) コンシェルジュサービス 24 時間

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがございます。

その場合には適切な方法をもってお知らせいたします。

第 12 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントキャッシャー

において行なっていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、建物、消防設備ともに法令基準に適合しており、適正に維持・管理をしておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントキャッシャーにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行なわなかったときは、当ホテルは、15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントキャッシャーにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告又は明示のなかったものについては、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2. 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条第 1 項の規定に準じるものとします。

第 17 条（駐車場の責任）

1. 宿泊客はホテルの承認を得た場合を除き原則として地下駐車場を利用していただきます。当ホテル正面玄関前の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 (宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第 1

宿泊料金等の算定方法 (第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 12 条第 1 項参照) 税法が改定された場合は、その改定された規定によるものとします。

内訳 積算

宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金

1. 基本料金 (室料)
2. サービス料 $1 \times 15\%$
3. 消費税 $(1+2) \times 10\%$
4. 宿泊税

宿泊料金 1 人 1 泊 5 千円以上 1 万 5 千円未満の宿泊	200 円
宿泊料金 1 人 1 泊 1 万 5 千円以上 2 万円未満の宿泊	400 円
宿泊料金 1 人 1 泊 2 万円以上の宿泊	500 円
5. 飲食料及びその他の利用料金

別表第 1 に関する補足

宿泊税は、食事、遊興、会議など、宿泊以外のサービスに対する料金は課税対象に含まれません。税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第 2

違約金 (第 6 条第 2 項参照)

ご予約のお取消し日

不泊：基本宿泊料全体の 100%

当日：基本宿泊料全体の 100% 前日：基本宿泊料の 20%

別表第 2 に関する補足

1. % は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず 1 日分 (初日) の違約金を収受します。
3. 特定日に関しましては、別途のお取消料が発生することもあります。